

全間連第 28-118 号

平成 29 年 7 月 31 日

各局間連会長 殿

全国間税会総連合
会長 大谷 信



平成 29 年度以降の全間連の最重点施策について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、全国間税会総連合会(以下「全間連」という。)の運営につきまして、ご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

全間連では、平成 26 年 4 月からの消費税率の引上げに伴い、消費税の会である間税会の果たすべき役割が、益々、高まってくることを踏まえ、平成 26 年 4 月以降の最重点施策を 3 点決定し、これまでの 3 年間、積極的な取組みを展開していただきました。会員の皆様方のご理解とご尽力に対しまして、深く感謝を申し上げます。

さて、消費税につきましては、平成 31 年 10 月から税率の 10% への再引上げと軽減税率制度の導入が予定されており、消費税の会である間税会としましては、更なる会活動の活性化により、財政基盤の強化を図る絶好の機会ではないかと考えております。

このような観点から、全間連としましては、平成 29 年度以降も最重点施策を定めることとし、本年 7 月 27 日(木)開催の常任理事会において、別紙資料「平成 29 年度以降の最重点施策について」に基づき審議を行い、承認をいただきました。

付いては、貴局間連及び傘下間税会におかれましては、これまでの活動実績等を分析・検証し、引き続き、目標に向けた、より積極的な活動を展開していただきますよう、宜しく願い申し上げます。

平成 29 年度以降の全間連の最重点施策について

【これまでの取組み等について】

- (1) 平成 26 年 4 月からの消費税率引上げによる、財政面での消費税の重要性の高まりに伴い、消費税の会である間税会の役割が、益々、高まってくるとともに、間税会の活動の重要性も強く求められてくることを踏まえ、全国間税会総連合会（以下「全間連」という。）では、平成 26 年 4 月以降の最重点施策として次の 3 点を決定し、取組みを展開してきているところである。
 - ① 第一点目が、消費税の滞納増加が懸念されるため、「消費税完納運動の更なる推進」
 - ② 第二点目が、消費税の重要性が益々高まってくることから、「消費税の啓発活動等の拡充」
 - ③ 第三点目が、これらの会活動を積極的に展開すること等により、会員増強を図り、平成 29 年 4 月 1 日現在の会員数を 12 万名（平成 26 年 4 月 1 日現在の会員数の 35% 増）とする「会員増強による組織拡大等」
- (2) しかしながら、消費税の滞納状況を見ると、消費税の滞納残高は減少しているものの、平成 27 年度の消費税の新規発生滞納額は増加しており、また、平成 31 年 10 月からは消費税率 10% への再引上げが予定されていることから、消費税の滞納未然防止運動の重要性が益々高まってくるものと考えられる。
- (3) また、消費税率 10% への再引上げと併せて導入するとされている軽減税率制度については、全間連として導入には反対しているものの、然るべき時期になれば、税務関係民間団体として適正・公平な課税を図るための周知・啓発活動にも取り組んでいく必要があると考えている。
- (4) 更に平成 26 年 4 月以降の 3 年間の会員増強に関する取組状況を見ると、平成 29 年 4 月 1 日現在の会員数は 91,222 名となっており、平成 26 年 4 月 1 日現在の会員数（87,399 名）に対し、3,823 名の増（4.4% 増）に止まっている。

しかしながら、平成 31 年 10 月からは消費税率の再引上げや軽減税率制度の導入を控えており、消費税の会である間税会としては、会活動を活性化し、会員増強を図る上で絶好の機会ではないかと考えられる。

以上のような状況等を踏まえ、全間連としては平成 29 年度以降の最重点施

策を次のとおり定めることとしたので、各局間連及び傘下間税会（以下「傘下間税会等」という。）においては、最重点施策に関する取組みを、これまで以上に積極的に展開することとする。

記

【平成 29 年度以降の最重点施策について】

1 消費税完納運動の更なる推進

- (1) 全間連としては、平成 26 年 9 月に開催した通常総会・福岡大会において「消費税期限内完納推進宣言」を行い、消費税の期限内完納推進のための各種施策に積極的に取り組んでいくことを対外的に宣言した。

また、傘下間税会等においても「消費税完納推進宣言の実施」や、地元金融機関とタイアップした「消費税期限内納付のための商品化の取組み」、更には「期限内納付に関する周知・啓発活動」等を展開してきているところである。

- (2) しかしながら、消費税の滞納残高は減少しているものの、他の税目に比べて依然として高い水準にあることや、平成 31 年 10 月から消費税率 10% への再引上げが予定されていることを踏まえると、次に掲げる施策について、これまでの取組みを検証し、実効性のある取組みを積極的に行うことにより、引き続き、「消費税完納運動」を推進することとする。

- ① 消費税期限内完納推進宣言の実施
- ② 地元金融機関に対する消費税期限内納付のための商品化（金利を優遇する納税預金等の商品化）の働き掛け
- ③ 消費税の計画的な納税資金の備蓄運動の実施
- ④ 宣伝カー・横断幕・懸垂幕による広報、街頭広報等による「適正申告・期限内納付」の呼び掛け
- ⑤ 卓上旗・のぼり・ステッカー等による期限内納付の周知活動
- ⑥ ダイレクト納付やインターネットバンキング等の納税手段の周知活動と積極的な活用
- ⑦ 全間連が作成する「消費税期限内納付に関するチラシ（別添）」の配布
(注) チラシは全間連で作成印刷して傘下間税会に別途送付する。

2 消費税の啓発活動等の拡充

- (1) 消費税については、「社会保障の充実・安定化」と「財政健全化」を図るため、平成 26 年 4 月から税率が 5 % から 8 % に引き上げられ、平成 31

年 10 月からは更に 10%に引き上げられることが予定されており、消費税は国税の基幹税として最も重要な財源となってきた。

- (2) このような状況を踏まえ、消費税の会である間税会では、消費税の研修会の開催、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル・パンフレット（以下「クリアファイル等」という。）の配布活動及びクリアファイル等に関するDVD版による研修会や租税教室の開催、「税の標語」の募集活動等を通じて、消費税を始めとする税の啓発・広報活動に努めてきているところであり、更にこれらの取組みを強力に推進する。
- (3) また、平成 31 年 10 月からは軽減税率制度の導入が予定されており、税務行政の円滑な運営に協力することを基本理念として活動している間税会としては、軽減税率制度を含む消費税に関する研修会や説明会など消費税の啓発活動等について、これまで以上に積極的に取り組むこととする。

【留意事項】

消費税の啓発活動等に当たっては、当面、軽減税率制度を中心とした研修会等の開催が多くなると思われるが、次の点に留意して取り組むこととする。

- ① 研修会等の開催時期や研修対象者等については、国税当局とも十分に協議を行いながら決定する。
- ② 研修会等の対象者については、例えば、地元で活動している業種団体や商店街の構成員など会員以外の方々にも声掛けすることにより、会員の加入勧奨にも繋がるよう留意する。

3 会員増強による組織拡大等

- (1) 会員増強については、平成 26 年 4 月からの全間連の最重点施策の一つとして取組みを展開してきたが、平成 29 年 4 月 1 日現在の会員数は〇〇〇名となっており、数値目標であった 12 万名に程遠い状況にある。

このような状況の中、間税会活動を力強く推進していくためには、何よりも間税会の組織を拡大強化し、間税会の存在感を高め、発言力を強めていくことが重要である。

- (2) したがって、平成 31 年 10 月からの消費税率の再引上げ等を控え、消費税の重要性が益々高まってくる今後 3 年間は、特に会員増強を図る絶好の機会と考えられることから、全間連の会員増強に関する数値目標を次のとおり定める。

会員増強に関する数値目標

平成 29 年度からの 3 年間に於いて、毎年、少なくとも 2 % ずつの純増を図り、3 年間で 10 % の純増を図ることとする。

(注) 消費税率 10%への引上げ時期が平成 31 年 10 月 1 日とされていることを踏まえ、数値目標の 10%増は、平成 29 年 4 月 1 日現在の会員数を基準会員数として、3 年後の平成 32 年 4 月 1 日現在の会員数とする。

【留意事項】

会員増強に当たっては、次の点に留意して取り組むこととする。

- ① 全間連が定める数値目標を踏まえ、傘下間税会等においては、具体的な会員増強に関する数値目標を必ず策定し、会員増強について計画的な取り組みを行う。
- ② 間税会の会長が交代した場合には、新会長において会員増強に関する方針を定める。
- ③ 消費税の実質負担者である消費者も、会員の加入勧奨の対象とする。
- ④ 退会防止策について検討する。
- ⑤ 会員数が 100 名未満の間税会は、100 名以上の会員確保に努める。
- ⑥ 青年部及び女性部がない間税会においては、青年部及び女性部の創設に努める。
- ⑦ 間税会のシンボリックな活動となっている「税の標語」の募集活動及びクリアファイル等の配布活動、更にはクリアファイル等に関するDVD版を活用した研修会や租税教室の開催に積極的に努め、間税会の存在感を高める。

【国税当局との連携・協調について】

- (1) 平成 28 年 4 月に国税庁から関係民間団体との連携・協調を一層深めていくため、①説明会への講師派遣、②効果的なイベントを行うための意見交換、③租税教育に関する協力や意見交換、④消費税完納運動に関する協力や意見交換などの各種施策に積極的に取り組んでいくとの方針が示されている。
- (2) したがって、各種施策の実施に当たっては、税務署などの国税当局と事前に意見交換等を行い、効果的で実効性のある施策を展開するとともに、不便を感じていることや困っていることなどがある場合には、前広に国税当局と協議しながら、会活動に取り組むこととする。

平成26年4月以降の3年間における各局間連の会員数増減表

局間連名	26.4.1現在	27.4.1現在			28.4.1現在			29.4.1現在		
	基準会員数	会員数	増減数	増減率%	会員数	増減数	増減率%	会員数	増減数	増減率%
東京	17,853	19,820	1,967	111.0	19,999	2,146	112.0	20,428	2,575	114.4
関東信越	19,247	19,677	430	102.2	19,842	595	103.1	20,889	1,642	108.5
大阪	9	9	0	100.0	8	▲ 1	88.9	8	▲ 1	88.9
北海道	4,760	4,719	▲ 41	99.1	4,678	▲ 82	98.3	4,826	66	101.4
仙台	3,665	3,589	▲ 76	97.9	3,675	10	100.3	3,734	69	101.9
東海	7,907	7,647	▲ 260	96.7	7,437	▲ 470	94.1	7,998	91	101.2
北陸	6,452	6,290	▲ 162	97.5	6,254	▲ 198	96.9	5,918	▲ 534	91.7
広島	8,581	8,724	143	101.7	8,987	406	104.7	9,019	438	105.1
四国	5,806	5,865	59	101.0	5,822	16	100.3	5,867	61	101.1
福岡	9,511	9,328	▲ 183	98.1	9,077	▲ 434	95.4	9,165	▲ 346	96.4
南九州	3,083	2,826	▲ 257	91.7	2,814	▲ 269	91.3	2,916	▲ 167	94.6
沖縄	525	444	▲ 81	84.6	446	▲ 79	85.0	454	▲ 71	86.5
合計	87,399	88,938	1,539	101.8	89,039	1,640	101.9	91,222	3,823	104.4
対前年度の増減数及び増減率			1,539	101.8		101	100.9		2,183	102.1

(注1) 増減率は、小数点第1位 以下は四捨五入している。

(注2) 29.4.1現在の「増減数」及び「増減率」は、「26.4.1現在の基準会員数」に対する増減数及び増減率である。

(参考) 会員数の推移

・12.4.1現在(最高) 116,544名

・20.4.1現在 94,934名

・21.4.1現在 92,746名(対前年度比▲2,188)

・22.4.1現在 89,902名(対前年度比▲2,844)

・23.4.1現在 89,065名(対前年度比▲837)

・24.4.1現在 87,934名(対前年度比▲1,131)

・25.4.1現在 88,818名(対前年度比+884)

・26.4.1現在 87,399名(対前年度比▲1,419)

消費税は納税備蓄預金などを利用して期限内に納めましょう！！

～消費税は年金・医療・介護・子育てなどの社会保障に使われています～
～消費税は事業者が納付する「預り金的な性格をもった税」です～

納税手段など

① 納税資金の計画的な積立てを！

納税備蓄預金などを活用して、消費税の計画的な納税に備えましょう。

② ダイレクト納付の積極的な活用を！

事前に税務署へ届出等をしておけば、e-Tax を利用して簡単なクリック操作で納付する方法です。

③ インターネットバンキング等を利用した電子納税を！

e-Tax に登録した納付情報データ等を利用した電子納税です。

④ 個人事業者の方は振替納税の積極的な活用を！

個人事業者の預貯金口座から引き落とすことで納税する方法です。

利用税目は、個人事業者の消費税及び地方消費税、所得税に限られています。

上記以外に、「クレジットカードによる納付」も可能です。

* 納付手段の詳細については、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

期限内納付のための納税資金の積立目安額(月額)

(単位: 万円)

区 分		卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		製造業等 (第3種事業)		飲食店業等 (第4種事業)		金融・保険業、サービス 業等(第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
みなし仕入れ率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
年間課 税売上 高	各月 売上 高	年間 税額	積立 目安 額	年間 税額	積立 目安 額	年間 税額	積立 目安 額	年間 税額	積立 目安 額	年間 税額	積立 目安 額	年間 税額	積立 目安 額
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4	48	4.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7	96	8.0
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0
5,000	417	40	3.4	80	6.7	120	10.0	160	13.4	200	16.7	240	20.0

* 上表は、消費税率8%とし、簡易課税制度適用事業者を対象とした毎月の積立目安額を記載したものです。

平成31年10月1日から消費税率が10%に!!
◎納税資金の積立目安額が1.25倍に増加
⇒納税資金の計画的な積立てを！

《年間課税売上高 5,000 万円の場合》

- ・小売業者の年間納税額 80 万円 ⇒ 100 万円
- ・製造業者の年間納税額 120 万円 ⇒ 150 万円
- ・不動産業者の年間納税額 240 万円 ⇒ 300 万円

任意の中間申告を利用して計画的な納税を!

利用できる人は

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を除く)が 48 万円以下の事業者の方が利用できます。

手続は

「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出し、直前の課税期間の確定消費税額の 1/2 と、地方消費税の中間納付税額を納付します。

- *個人事業者 1月から6月(半期)分を8月末までに申告・納付します。
*1年決算の法人 事業年度開始の日以後6か月の期間分を、その末日の翌日から2か月以内に申告・納付します。

間税会に加入しましょう!!

間税会は、消費税を中心とした間接税の納税者で組織するボランティア団体です。

【間税会の目的は】

- ・消費税や印紙税などの税務知識を習得します。
- ・税制に関する広報・啓発活動を通じて、円滑な税務行政に協力します。
- ・より良い税制や税務行政を目指して、税務当局に改善意見を提言します。
- ・色々な業種の人との出会いで、多くの情報が得られたり、新たなビジネスチャンスが生まれる場を作ります。

【間税会の活動は】

- ・消費税などの税制や税務執行の改善のための要望書を提出します。
- ・消費税や印紙税などの研修会・説明会を開催します。
- ・税務署幹部との意見交換を行います。
- ・「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル及びパンフレットを作成・配布し、消費税の役割と我が国財政に関する周知活動を行います。
- ・「税の標語」の募集活動を行い、租税教育などを推進します。
- ・「税を考える週間」などの行事に参加し、税の広報・啓発活動を行います。
- ・交流会・懇親会を開催し、会員相互間の交流と親睦を深めます。

【間税会への入会は】

- ・間税会は、税務署の地域ごとに組織されています。
- ・入会の方法は、最寄りの間税会にお尋ねください。

**間税会は「消費税完納運動」
を推進しています!!**

間税会は消費税のあり方を考える会です
全国間税会総連合会(全間連)

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-23-6 白川ビル

☎03-3437-0201/URL <http://www.kanzeikai.jp>